第一・十二条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極であって、この協定を補完するもの（以下「実施取極」という。）を締結する。

第一・十三条　合同委員会

1　両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行い、必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　第二・二十条及び第三・二十六条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(a)　合同委員会は、次条に規定するもの以外の小委員会を設置することができる。

(b)　合同委員会は、小委員会に対して自己の任務の遂行を委任することができる。

(c)　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

4　合同委員会は、この協定の効力発生の日に第一回会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第一・十四条　小委員会

1　この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

(a)　第二・十九条に規定する物品の貿易に関する小委員会

(b)　第三・二十五条に規定する原産地規則に関する小委員会

(c)　第四・八条に規定する税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

(d)　第五・六条に規定する衛生植物検疫措置に関する小委員会

(e)　第六・九条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

(f)　第七・十六条に規定するサービスの貿易に関する小委員会

(g)　第八・六条に規定する自然人の移動に関する小委員会

(h)　第九・十三条に規定する電子商取引に関する小委員会

(i)　第十・十八条に規定する投資に関する小委員会

(j)　第十二・十八条に規定する知的財産に関する小委員会

(k)　第十三・五条に規定する政府調達に関する小委員会

(l)　第十四・二条に規定するビジネス環境の整備に関する小委員会

(m)　第十五・四条に規定する協力に関する小委員会

2　小委員会は、1に規定する各条において特定する任務を遂行する。

第一・十五条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第一節　一般規則

第二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定をいう。

(b)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(c)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定をいう。

(d)　「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(e)　「二国間セーフガード措置」とは、第二・八条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(f)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税及び輸入税をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第二条2及び第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(g)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(h)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(i)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十三条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第二・二条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・三条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の自国の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　両締約国間で取引される物品は、千九百九十四年のガット第二条1(b)の規定に従い、輸入について又は輸入に関連して課せられるその他の全ての種類の租税又は課徴金を免除される。

4　この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入について、第二・一条(f)(i)から(iii)までにそれぞれ規定する内国税に相当する課徴金、ダンピング防止税若しくは相殺関税又は手数料その他の課徴金を随時課することを妨げるものではない。

5　特定の産品に関する最恵国待遇に基づく自国の関税の撤廃又は引下げの結果として、当該産品の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率に等しくなり、又はこれより低くなる場合には、一方の締約国は、他方の締約国に対し、その撤廃又は引下げを遅滞なく通報する。

6　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低くなる場合には、各締約国は、当該産品について、その低い税率を適用する。